平成２８年（フ）第３８６号
横浜市中区寿町３丁目10番地８　扇荘508号
債務者　村岡　弘康
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６１号
東京都中野区鷺宮１丁目10－２　大野ハイムⅡ－101
債務者　清水　勇貴
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１２号
東京都三鷹市下連雀４丁目５番23号ハイムM＆M304
債務者　横山　尚弘
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１９号
島根県益田市幸町４番69号
破産者　丸川工業有限会社
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第２号
新潟県佐渡市両津夷195番地４
破産者　有限会社五泉屋呉服店
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第３４７６号
大阪市西区土佐堀１丁目６番20号（新栄ビル）
破産者　株式会社クリエイト物流
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１０１号
大阪府枚方市牧野阪１丁目20番４号
破産者　株式会社ブレス
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７８３号
大阪市旭区新森１丁目５番16号
破産者　株式会社エストハウジング
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２３４号
東京都豊島区東池袋３丁目15番５号
破産者　株式会社ブレイブリンク
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８６６号
大阪府枚方市北中振３丁目11番11号
破産者　有限会社サンコーテック
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８８号
堺市美原区今井91番地の１
破産者　株式会社シンワ
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９４２号
堺市東区日置荘原寺町411番地１－Ｆ号
破産者　有限会社新哲ＤＣＴ
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１００９号
大阪府富田林市津々山台３丁目７番７号
破産者　有限会社ＤＤＯ
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
兵庫県神崎郡福崎町西田原1289番地７
破産者　有限会社建匠
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２８１号
（最後の住所）兵庫県姫路市西庄甲274番地３　ハイツ舞208号、従前の住所兵庫県姫路市北条１丁目75番地
破産者　亡小山健治相続財産
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２号
北九州市八幡西区東折尾１番10号
破産者　和田電機工業株式会社
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９号
東京都府中市多磨町１丁目２番地の10ハイネス石川105
破産者　鈴木　敏之（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５８５号
兵庫県西宮市広田町12番２－307号
破産者　有限会社衛藤
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５６号
奈良県大和郡山市馬司町642番地の２　奈良県中央卸売市場内
破産者　株式会社大勝
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１２９号
山口県防府市戎町１丁目７番８号
破産者　有限会社ビジネスホテルえびすや
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２１号
香川県高松市南新町１番地４
破産者　有限会社ハッピーダイナー
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係